

令和2年3月31日  
消 防 庁

## 消防用設備等点検アプリ（試行版）の提供開始

消防庁では、建物関係者が御自身で行う消防用設備等の点検や点検結果報告書の作成を支援するため、令和2年3月31日から「消防用設備等点検アプリ（試行版）」の提供を開始しますので、お知らせします。

## 1 背景と目的

建物関係者は、消防法令により建物に設置が義務付けられている消防用設備等について定期的に点検し、その結果を消防署等に報告することが義務付けられています。

消防庁では、建物関係者が御自身で点検と報告書の作成を行うことを支援するため、小規模な飲食店等に設置される消火器について、「消火器点検アプリ」を作成して運用してきました。

今般、本アプリについて、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における議論等を踏まえ、小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等に設置されることが多い次の設備を追加する等の機能向上を図り、「消防用設備等点検アプリ」として試行的な運用を開始することとしました。

- ・非常警報器具
- ・誘導標識（蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く。）
- ・特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。）

## 2 消防用設備等点検アプリの概要

本アプリは、イラストや写真を用いた案内により、本アプリの対象となる消防用設備等が消防法令に規定する点検の基準に適合しているかどうかを確認し、その点検結果を消防法令に定められた報告書の様式の PDF ファイルとして出力することができるものです（主な機能と利用の流れ等については別紙参照）。

## 3 使用方法

以下の消防庁ホームページから、「App Store」又は「Google Play」の「消防用設備等点検アプリ」ダウンロード画面へアクセスすることが可能です。

※ 本アプリは、iOS11以上のiPhone及びiPad、Android OS 8.0以上のスマートフォン及びタブレット端末で利用可能です。

<消防庁ホームページURL>

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>



## 【連絡先】

消防庁予防課 塩谷、田中

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

## 1. 目的

本アプリは、2に掲げる消防用設備等が設置されている施設等の関係者の方々が、御自身で消防用設備等の点検と報告書の作成を行うことを支援するためのツールの一つとして提供するもの。

## 2. 点検できる消防用設備等



- ・**消火器(粉末消火器、強化液消火器等)**  
初期火災を消火することを目的とした設備。  
(アプリで点検可能な設備は、内部及び機能の点検が不要のもの(加圧式:製造年から3年以内、蓄圧式:製造年から5年以内)に限る。)

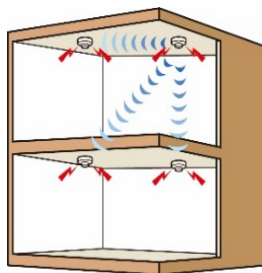


- ・**非常警報器具**  
建物内の人々に火災が発生した旨等を伝達することを目的とした設備。



### ・誘導標識

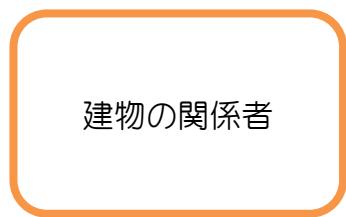
- 火災が発生した際に、避難口や避難すべき方向に適切に誘導することを目的とした設備  
(アプリで点検可能な設備は、配線等の点検が不要のもの(蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く)に限る。)



- ・**特定小規模施設用自動火災報知設備**  
建物内に設置された感知器により、早期に火災を感知し、建物内の人々に火災が発生した旨を自動で報知することを目的とした設備。  
(アプリで点検可能な設備は、受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。)

## 3. 主な機能と利用の流れ

- ① 建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報等を入力して初期登録する。
- ② 初期登録された情報に基づいて、半年ごとに点検を実施するよう、通知を受ける。
- ③ アプリ上の点検実施画面の案内に従って、各消防用設備等の不良な状態を例示したイラストなどを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを選択する。  
(点検の結果不良箇所があれば、取替え等の措置を案内。)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映してPDFファイルとして出力する。



- ①ダウンロード・建物情報等登録
- ②点検時期お知らせ機能
- ③画面に従って点検を実施
- ④法令様式に反映し、PDF出力



### < 操作画面の例 >



メニュー画面



情報登録画面



点検実施画面



PDF保存画面